

【対象外となる生産物】

(1) 直接であると間接であるとを問わず次のいずれかに該当する生産物等または仕事に起因する損害に対しては保険金を支払いません。

①医薬品等^(注1)のうち、臨床試験に供される物

②臨床試験^(注2)

③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関する医薬品等^(注1)

④DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）

⑤トリアゾラム

⑥Lトリプトファン

⑦火薬（花火を含みます。）

(注1) 医薬品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器^(注3)もしくは再生医療等製品、または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。

また、上記いずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。

(注2) 臨床試験

医薬品医療機器等法の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

(注3) 医療機器

医薬品医療機器等法の規定に基づき指定される特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限りません。

(2) 被保険者が行うLPガス販売業務^(注4)の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注4) LPガス販売業務

LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具^(注5)の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

(注5) 器具

LPガス容器その他のガス器具をいいます。